

官報

號外 昭和二十二年三月一日

○第九十二回 帝國議會貴族院議事速記錄第十號

右 統計法案
勅旨を奉じて帝國議會に提出する。
昭和二十二年二月二十六日

内閣總理大臣 吉田茂
司法大臣 木村篤太郎

昭和二十二年二月二十八日(金曜日)午前十時十八分開議

議事日程 第十號

昭和二十二年二月二十八日

統計法案(政府提出) 第一讀會

午前十時開議

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 諸般の報

告は御異議がなければ朗讀を省略致します

[参照]

去ル二十二日國會法案特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

農林省所管事務政府委員

貿易廳長官 永井幸太郎君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
請願文書表(第一回報告)

統計法案

去ル二十四日委員長ヨリ左ノ通分科擔當委員及業務委員ヲ選定シタル旨ノ報告書ヲ提出セリ

決算委員 高橋龍太郎君

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 是より本決算委員第四分科擔當委員

諸り致します、子爵高橋是賢君、男爵本多政樹君、井上篤太郎君、萱野長知

第二分科擔當委員

荒川 文六君

官報號外 昭和二十二年三月一日

貴族院議事速記錄第十號 議長の報告

會議 議員の請假 委員辭任の件

統計法案 第一讀會

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第九十二回帝國議會政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

大藏省所管事務政府委員

大藏事務官 渡邊臺久造君

君、何れも病氣に付、高橋子爵、本多男爵は何れも會期中、井上君は十四日間、萱野君は二十七日間、請假の申出がございました、許可を致して御異議ございません

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 御異議な

いと認めます

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 昨二十七

日、馬場恒吾君より、都合に依り國會法特別委員辭任の申出がございました、許可を致して御異議ございません

か、「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 御異議な

いと認めます、就きましては其の補闕として小山完吉君を指名致します。

(指定統計)

第二條 この法律において指定統計を確保し、統計調査の重複を除

き、統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図ることを目的とする。

(申告義務)

第五條 政府は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずる。

前項の規定により申告を命ぜられた者が、營業に關して成年者と同一の能力を有しない未成年者若しくは禁治產者である場合又は法人である場合には、その法定代理人又は理事その他法令の規定により法人を代表する者が、本人に

明治二十五年三月三十日
種郵便物認可

(指定統計調査)

第三條 指定統計を作成するための

調査(以下指定統計調査といふ。)は、この法律によつてこれを行はるものとし、他の法律の規定を適用しないものとする。

この法律に定めるものの外、指定統計調査について必要な事項は、命令でこれを定める。

(國勢調査)

第四條 政府が全國民について行う人口に関する調査で、統計委員会で指定し、その旨を公示したもの

は、これを國勢調査といふ。

國勢調査は、これを五年ごとに行わなければならない。

前項の期間の中間ににおいて、統計委員会の承認を得たときは、臨時の國勢調査を行うことができる。

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 是より議

事日程に移ります、統計法案、政府提出、第一讀會、入江法制局長官

主賈 一部 七十錢

發行

東京都牛込區市ヶ谷本村町
印刷局